

2025

愛媛労働

～役立つ愛媛の労働情報～

令和7年4月号



毎月 15 日に愛媛県内の労働に関する情報をお届けしています。
(15 日が土日祝日の場合は、前営業日となります。)

目次



愛媛県からのご案内・お知らせ

離職者等緊急生活資金について	1
地域若者サポートステーションのご紹介	2
中小企業労働相談所のご利用について	3
えひめ業務改善応援事業－応援金で中小企業の賃上げ後押し！－	4
令和7年度県立産業技術専門校入校生の募集について	6
奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）助成対象者向けチラシ	7
「IT PLACE えひめ」県内IT企業等の情報ポータルサイトのご紹介	9
「あのこの愛媛」愛媛県公式求人・移住総合情報サイトのご紹介	10
ひめボス宣言事業所認証制度について	12
労働委員会の窓（令和7年3月分）	14

愛媛労働局からのご案内・お知らせ

令和7年4月以降に教育訓練給付を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます	16
2025年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります	18
他社で新しいスキル身につけてみませんか？ 「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」	20
令和7年4月からくるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます	22

その他の機関等からのお知らせ

ポリテクセンター愛媛 7月期生募集	26
-------------------	----

離職者等緊急生活資金のご案内

《概要》

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

《お申込み可能な方》

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、18歳以上65歳以下であること。

（離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

（休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。

離職者緊急生活資金

資金使途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
（別途、保証料がかかります。）
- 返済期間／5年以内
（6ヶ月以内の[元金返済据置可能](#)）
- 限度額／100万円（離職者一人につき）
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要です。
- 必要書類／住民票、市町村県民税（所得・課税）証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

休業中の緊急生活資金

資金使途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%
（別途、保証料がかかります。）
- 返済期間／5年以内
（6ヶ月以内の[元金返済据置可能](#)）
- 限度額／100万円（休業者一人につき）
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税（所得・課税）証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

地域若者サポートステーションのご紹介

愛媛県では、ニートと呼ばれる若者及び就職氷河期世代の職業的自立を支援する窓口として、

○ えひめ若者サポートステーション（えひめサポステ）

○ 東予若者サポートステーション（東予サポステ）

を設置しています。まずは一步、お気軽にご相談ください。



【支援対象】

15歳～49歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない方及びその保護者等

【支援内容】

- 個別相談・グループカウンセリング（相談員、臨床心理士によるものなど）
- 職業ふれあい事業（職場見学、社会見学、ボランティア活動など）
- ジョブトレーニング（ジョブトレーナー付き添いによる職場体験など）
- ワークショップ、セミナー（パソコン個別指導、ボイストレーニングなど）
- 保護者セミナー（親子ふれあい心理講座、わかりやすい交流分析など）
- 職場体験・職場チャレンジ事業（短期(3日程度)の職場体験、1か月の職場訓練など）

【設置場所など】

えひめ若者サポートステーション

- 住 所：松山市湊町5丁目1番地1
いよてつ高島屋南館3階
- 利用時間：10時～18時（月～土曜日）
- 電 話：089-948-2832
- E-mail：sp-station@lagoon.ocn.ne.jp
- H P：http://www.i-esapo.jp/

※南予地域（宇和島市・八幡浜市・大洲市）では出張相談会を実施（10時～16時）

東予若者サポートステーション

- 住 所：新居浜市繁本町8-65
（新居浜市市民文化センター内）
- 利用時間：10時～18時（月～金曜日）
- 電 話：0897-32-2181
- E-mail：toyo-sp@mx.netwave.or.jp
- H P：http://www.i-tsapo.jp/

※今治市・西条市・四国中央市では出張相談会を実施（13時～17時）

中小企業労働相談所のご利用について

労働問題でお悩みの方は、中小企業労働相談所をご利用ください。



各中小企業労働相談所では、相談員が相談をお受けするほか、関係機関への紹介等も行っています。（労働者の方、使用者の方、どちらの相談にも応じます）

また、中予地方局に設置している松山中小企業労働相談所では、毎月2回（原則、第一・第三金曜日の10時から15時）労働問題の専門家である社会保険労務士による相談も実施しています。

いずれも相談料は**無料**で、秘密は厳守しますので、お気軽にご利用ください。

電話での相談もお受けしています。



【愛媛県中小企業労働相談所】

相談所	所在地	受付時間	電話番号
西条中小企業労働相談所 （東予地方局商工観光課内）	〒793-0042 西条市喜多川 796-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0897-56-1300 （内線 462）
今治中小企業労働相談所 （東予地方局今治支局商工観光室内）	〒794-8502 今治市旭町 1-4-9	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0898-23-2500 （内線 229）
松山中小企業労働相談所 （中予地方局商工観光課内）	〒790-8502 松山市北持田町 132	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	089-909-8760 （直通）
宇和島中小企業労働相談所 （南予地方局商工観光課内）	〒798-8511 宇和島市天神町 7-1	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0895-28-6146 （直通）
八幡浜中小企業労働相談所 （南予地方局八幡浜支局商工観光室内）	〒796-0048 八幡浜市北浜 1-3-37	月曜から金曜 8時30分から 17時15分	0894-22-4111 （内線 234）

応援金で中小企業の

賃上げ後押し!

**延長
しました!**

愛媛県では、物価・資源価格の高騰が続く中、生産性向上と賃上げに取り組む中小企業等を支援するため、国の業務改善助成金の上乗せ補助や同助成金の申請手続等に要した社会保険労務士等への報酬費用補助を実施します。



申請期限 令和7年5月30日(金) 必着

※予算の範囲内で実施するため、申請期限前に受付を終了させていただく場合があります。

えひめ業務改善応援金の概要

① 国の業務改善助成金の上乗せ補助

国の業務改善助成金
(愛媛労働局)

賃上げ

〔事業場内最低賃金を
30円以上引上げ〕

+

生産性向上に
資する
設備投資等

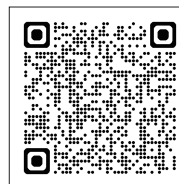
設備投資等の費用の
一部を助成

業務改善応援金
(愛媛県)

国の助成額の
1/10を補助

※国の業務改善助成金の内容に変更が生じた場合、事業内容が変更となる場合があります。最新情報は県ホームページでご確認ください。

※国の業務改善助成金については、こちら(厚生労働省ホームページ)をご確認ください。



② 社会保険労務士等 への報酬費用補助

国の業務改善助成金の申請手続等のために
社会保険労務士 又は 社会保険労務士法人に支払った

報酬費用の**1/2**を補助(上限額:5万円)

※②のみの申請はできません。

申請
お問い合わせ先

愛媛県労政雇用課

TEL.089-912-2501

受付時間/8:30~17:15
(土日祝日は除く)

E-mail rouseikoyou@pref.ehime.lg.jp

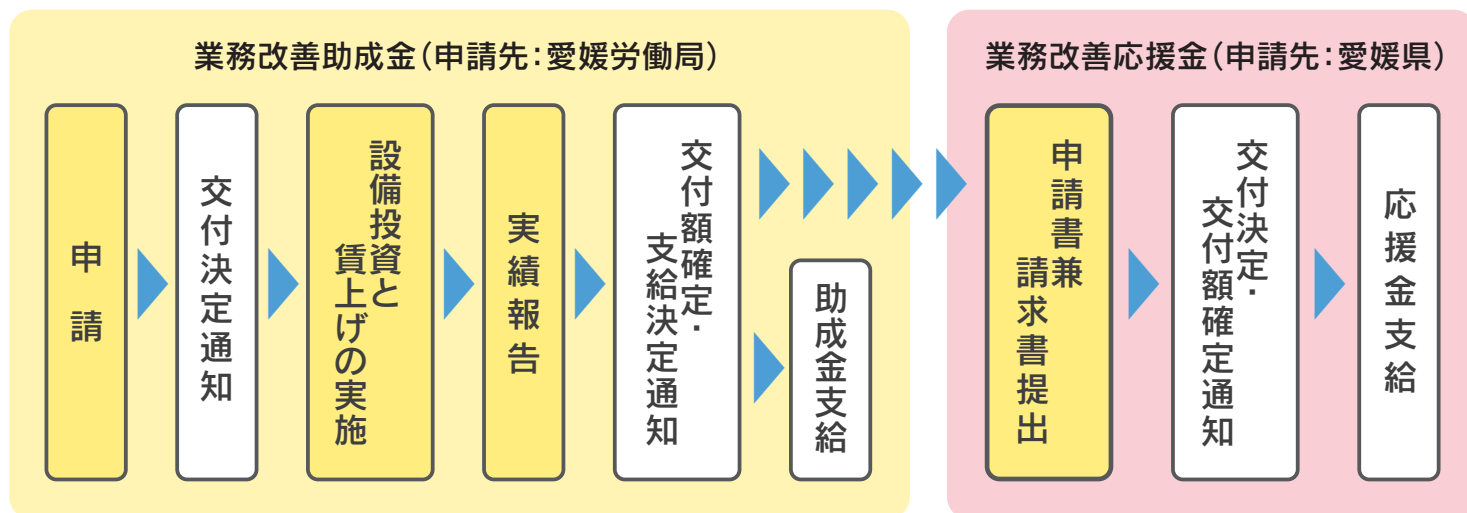
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

詳しくは、裏面
又は、愛媛県HPをチェック

えひめ 業務改善 応援金

検索

応援金支給までの流れ



対象者

令和6年7月10日から令和7年1月31日までの間に愛媛労働局に業務改善助成金の申請を行い、**令和7年4月30日まで**に交付額確定及び支給決定通知を受けている中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む)。

補助率

国の業務改善助成金の
支給決定額の **1/10** (一律)

申請方法

① 郵送

えひめ業務改善応援金交付申請書兼請求書に必要な書類を添えて「愛媛県労政雇用課」まで郵送してください。(送料は申請者負担となります。)
※持参による提出は受付いたしかねますのでご注意ください。

【送付先】〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県労政雇用課 雇用対策グループ

② 電子申請(手のひら県庁)

えひめ電子申請システム(手のひら県庁)の入力フォームに必要な事項を入力いただき、必要書類の電子ファイルを添付の上、申請してください。

手のひら県庁のトップページから
「えひめ業務改善応援事業」で検索
又は 右の二次元コードからアクセス



申請期限 令和7年5月30日(金) 必着

※予算の範囲内で実施するため、申請期限前に受付を終了させていただく場合があります。

申請に必要な書類

- ☐ 交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ☐ 愛媛労働局から交付された国の業務改善助成金の交付決定通知書の写し
- ☐ 愛媛労働局に提出した国の業務改善助成金の事業実績報告書(「国庫補助金精算書」「事業実施結果報告」を含む)の写し
- ☐ 愛媛労働局から交付された国の業務改善助成金の交付額確定及び支給決定通知書の写し
- ☐ 応援金の振込口座の預金通帳の写し(金融機関名、店番号、口座の種類、口座名義カナの記載されているページ)

社会保険労務士等への報酬費用補助も申請する場合は、以下の書類を併せて提出してください。

- ☐ 社会保険労務士等の報酬費用の領収書等の写し
- ※領収書等で報酬費用の内容が確認できない場合は、内容が確認できる書類を併せて添付してください。

※提出のあった書類で交付要件を満たしていることが確認できない場合など、追加書類の提出をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

県立産業技術専門校 入校生の募集について

概要

県立産業技術専門校では、就職のために必要となる専門的な知識や技能を習得する職業訓練を行っています。進路、就職にお悩みの方に、ぜひ御応募いただきますよう御案内をお願いします。

科目一覧

■普通課程

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間	募集人数(人)
新居浜産業技術専門校 〒792-0060 新居浜市大生院1233-2 Tel (0897) 43-4123	メカトロニクス科	10	2年	5
	自動車整備科	15	2年	13
	メタル技術科	15	2年	
愛媛中央産業技術専門校 〒799-1534 今治市桜井団地4-1-1 Tel (0898) 48-0525	今治タオルものづくり科	10	2年	10
	服飾モード科	10	2年	8
	ビジネスデザイン科	15	1年	1
	設備エンジニア科	10	2年	4

※募集人数は令和7年4月4日時点のため、変動することがあります。

■短期課程

産業技術専門校	訓練科目	定員(人)	期間
宇和島産業技術専門校 〒798-0027 宇和島市柿原甲1712 Tel (0895) 22-3410	住まいづくり木工科	15	10か月
	アパレルビジネス科	10	10か月

※ 例年、選考試験を複数回実施しており、定員に空きがある場合は、随時、入校生を追加募集することがあります。募集科目や応募手続など詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問い合わせください。

※ 入校ガイド・入校願書の様式は県ホームページに掲載しているほか、産業技術専門校又はハローワークで配布しています。



応募資格

高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有する方

※訓練科目・定員などは変更になる場合がありますので、事前に確認してください。

訓練を受講するに当たって必要となる経費（普通課程のみ）

入校選考料：2,200円

入 校 料：5,650円

授 業 料：月額 9,900円

※金額は改定になる場合があります。

（作業着・教科書・工具等については、自己負担が必要です。）

寄宿舍料：光熱水費の実費相当額（新居浜産業技術専門校のみ寄宿舍利用可）

※ 宇和島校の経費については、無料です。

※ 詳細については、各産業技術専門校にお気軽にお問い合わせください。



手に載つけるなら愛媛県
立産業技術専門校
http://www.pref.ehime-jp/sangisen/index.html



IT系の就職を目指している学生・求職者のみなさん

奨学金の返還を 支援します！

愛媛県と
県内企業が

IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、
あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。

最大 **141.1** 万円
最長 **7** 年間助成



詳細はこちら



愛媛 IT奨学金

対象者 以下の3つすべてに該当する方

- 日本学生支援機構の **第一種・第二種奨学金の貸与を受けている方**
- 次のア又はイのいずれかの要件を満たす方
 - ア 情報処理進機構が定める **ITスキル標準レベル2以上** の情報処理技術者試験に **合格している方**
 - イ 就職までに情報処理推進機構が定める **ITスキル標準レベル2以上** の情報処理技術者試験の **合格を目指す方**
- 大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する方
又は既卒者で **登録企業への就職を希望する方**（申請時点で登録企業に雇用されている方を除く）

3つすべてに該当したらまずは申請しよう！！

お問
合せ

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

〒790-8507 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

☎ 089-912-2506

✉ sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp

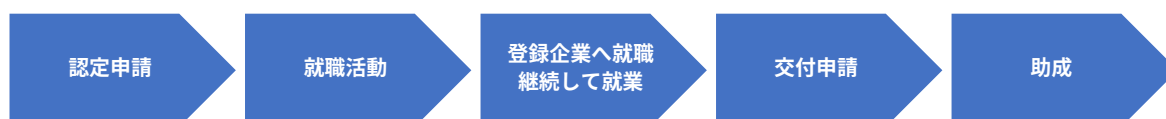
🏠 <https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>

愛媛県中核産業人材確保のための奨学金返還支援制度（IT人材確保枠）

制度の概要

- IT人材の県内企業への就職・定着を促進するため、あらかじめ県の認定を受けた学生や求職者が、本制度に登録した県内企業に就職し、継続して就業した場合に、愛媛県と登録企業が共同で奨学金の返還を助成するものです。
- 助成金額は、1年間（10月分～翌9月分）の奨学金返還額の4/5又は20.16万円のいずれか低い額とし、最長7年間助成します。（最大141.1万円）
- 助成額は、原則として日本学生機構に支払います。（返還期間が短くなります）。

助成までの流れ



※就職活動後（内定取得後）に資格試験に合格した場合で、内定先企業（登録企業）の了承を得られた場合は、就職活動後に申請を行っても差し支えありません。（ただし、就職前（入社前）に申請を行う必要があります）

登録企業

登録企業は随時追加されますので、最新の状況は県のホームページにてご確認ください。



応募待ってるよ！



愛媛 IT奨学金



お問合せ

愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課

〒790-8507 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2



089-912-2506



sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp



<https://www.pref.ehime.jp/page/5701.html>

IT PLACE:えひめ

「IT PLACE えひめ」は、愛媛県の優れた技術を持つIT企業の情報や、県が実施するデジタル人材確保・育成に関する取組みを総合的に発信するポータルサイトです

「IT PLACE えひめ」の特徴

IT人材向け

- 👉 県内IT企業の情報を集約した県内初のサイト！「エリア」や「職種」から企業を検索することができる機能を搭載！
- 👉 愛媛県の公式求人・移住情報サイト「あのこの愛媛」と連携し、求人情報へのアクセスが可能！
- 👉 愛媛県にUターン・IターンしたIT人材へのインタビュー記事や、愛媛の暮らしやすさに関する指標を掲載！

IT企業向け

- 👉 「DX実行プラン」や愛媛県が実施するデジタル人材の育成確保に関する補助制度やセミナー等の取組みを発信！

掲載希望企業、**随時募集中！**

☆「IT PLACE えひめ」URL <https://it-place-ehime.jp/>

お問い合わせ先

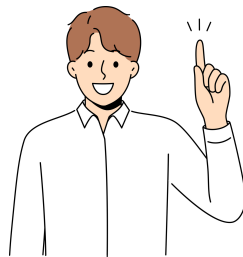
愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課（松山市一番町四丁目4番地2）
TEL：089-912-2506 E-mail：sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp



事業者の方
必見情報！

愛媛県からのお知らせ

求人のお困りごとはこれで解決！



愛媛県 **公式** 求人・移住総合情報サイト

あのこの **愛媛** 〰〰

あの街、この町で、はたらこう

年間アクセス
20万件以上!!

求人のこんなことにお困りではないですか？

- ☒ 応募がない...
- ☒ 掲載にお金をかけたくない...
- ☒ 応募者管理が大変...



3つの **メリット**

メリット 1

登録→採用まで費用は **無料**

メリット 2

県公式サイトで **安心**

メリット 3

登録から求人掲載まで **簡単**

登録はコチラから

あのこの愛媛



<https://ano-kono.ehime.jp/>



「あのこの愛媛」は県内の求人情報を**全国**に届けます！

Point💡

県外からのアクセス数は約**7割**！

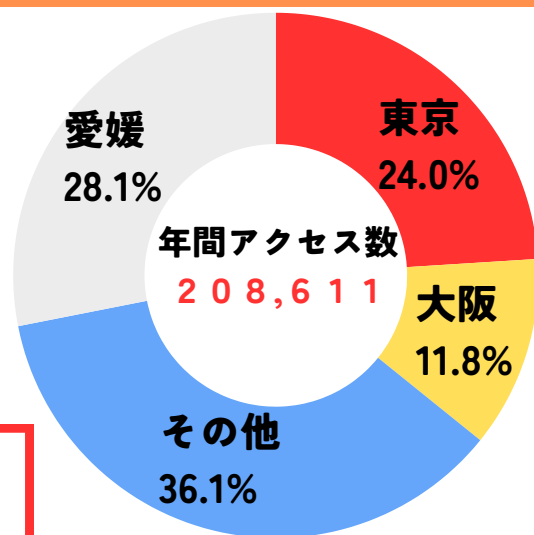
Point💡

令和5年度 約**7200人**



が愛媛県に移住しています

県外からの人材を獲得する機会が
あのこの愛媛にはあります！



令和5年度あのこの愛媛
地域別アクセス数

求人掲載まではたったの**3ステップ**



Step1

あのこの愛媛から利用申請

URLまたは二次元コードからアクセス！

<https://ano-kono.ehime.jp/st/register>

もしくは **あのこの愛媛** 🔍 で検索

事務局で事業者登録後、アカウントを発行します。



Step2

管理画面にログイン

初回ログインに関するメールが届きますので

案内に従ってログインしてください。



Step3

求人情報を作成し、情報を公開

求人情報の編集や公開/非公開の切替えは、

管理画面からいつでも変更可能です。

そして

求人に応募があったら

ご登録のメールアドレスにお知らせメールが届きます。

管理画面で応募者情報を確認し、応募者へご連絡ください。

選考後の採否結果の登録をお願いします。

操作にお困りのときは、サービスカウンターにご連絡ください！



anokono@hr-s.co.jp



<https://ano-kono.ehime.jp/st/faq/>

問い合わせ
フォーム



えひめ ひめボスNAVI OPEN!



県内で就職や転職を考える方に向け、ひめボス認証事業所の取り組みを発信するサイト「えひめ ひめボスNAVI」が新たにオープンしました。企業の取り組み紹介やえひめで働く先輩インタビューなど、ひめボス認証事業所の魅力を随時発信中！ぜひチェックください。

◀ 詳細はこちらまで！



えひめひめボス ポータルサイト



公式サイトはこちら▶

申請はこちら

ひめボスポータルサイトより
申請を受け付けています
(メールや書面での申請も可)

認証奨励金種類	2025年度締切
奨励金スーパープレミアム認証	2026年1月30日
基本認証	2026年3月13日

※申請締め切りは予告なく変更になる場合がございます。最新情報は、ひめボスポータルサイトをご確認ください。

認証フロー

20~300人
常時雇用する労働者

20人未満または
301人以上
常時雇用する労働者

愛媛県内企業



奨励金
最大
20万円



認証取得

奨励金
100万円

申請から取得までの目安
基本・上位認証
申請から認証まで約1か月
奨励金
申請から支払いまで
約2~3か月



お問い合わせ先
平日9:00~17:00
(年末年始12/27~1/4休業)

申請内容や申請方法について

ひめボス事務局

〒790-8686 愛媛県松山市湊町7-7-1(セキ株式会社内)
メール:support@himeboss.jp

089-903-8822

認証の支援

コンサルタント(社会保険労務士)によるサポートを、無料で受けることができます

訪問による説明・認証支援について

ひめボス推進アドバイザー

〒790-0067 愛媛県松山市大手町2-5-7 別館1F
(一般社団法人愛媛県法人会連合会内)
メール:himeboss01@csc-ehime.jp

089-933-2660

言葉も毎日活躍できる

ひめボス、広がってます。

“ひめボス宣言事業所” 認証制度

若年層の転出超過の解消に向け、

愛媛県が女性活躍や仕事と家庭の両立支援など

積極的に取り組む企業を認証し、

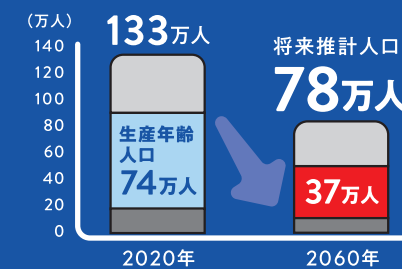
すべての人がいきいきと働ける環境づくりと

企業の成長をバックアップします。

ひめボス宣言事業所認証制度の目的

人口減少は、企業経営や事業継続に
大きな影響を及ぼします。

愛媛県の人口減少は、このまま何も対策を行わなければ、2020年からの40年間で4割減となり、約78万人にまで減少すると見込まれています。※ 地域が持続的に成長していくためには、雇用の場を提供する県内企業・事業所が、すべての労働者にとって魅力的であるとともに、個人のライフステージの希望を叶えることが重要であると考えます。



■ 0~14歳 ■ 15~64歳 ■ 65歳以上
※2020年「国勢調査」に基づき愛媛県が算出



HIMEBOSS

ひめボス

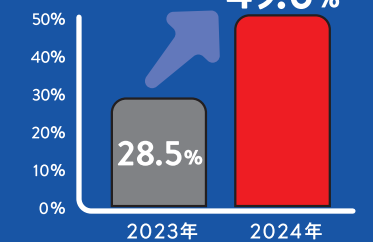
2025年度
(令和7年度)

このままだと...

愛媛県の総人口は
2060年に
4割減少

ひめボス促進の効果もあり

県内企業の
男性の育児休業
取得率は
49.6%にUP!



出典: R6愛媛県「仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査」

ひめボス宣言事業所 認証制度

みんなが活躍できる職場へ、 みんなに選ばれる企業へ。

愛媛県内企業が性別を問わず「選ばれる企業」として魅力的な職場へ変革・成長できるよう、
女性活躍推進や仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいる企業等を認証する制度です。



スーパープレミアム認証に必要な要件

1～4の要件を2つ以上(301人以上の企業は3つ以上)/5及び6の要件は必須

1	直近の事業年度 女性正社員の割合	国の平均値以上 または 4割以上 ※1
2 いずれか	直近の事業年度 女性正社員の平均勤続年数	国の平均値以上 ※1
	直近の事業年度 女性の平均勤続年数 (雇用管理区分ごと)	男性の 7割以上
3	直近の事業年度 女性管理職の割合	国の平均値以上 ※1
4 いずれか	直近の三事業年度 非正規女性の正社員転換	転換後 6 箇月以上
	直近の三事業年度 離職した女性の正社員再雇用	再雇用後 6 箇月以上
5	直近の事業年度 出産した女性の就業継続率	80%以上
6	直近の事業年度 男性の育児休業取得率	100%

基本認証に必要な要件

1	ひめボス事業所宣言書の提出
2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定
4	育児・介護に関する法に基づく規定やハラスメント禁止規定の整備



基本認証

1～4の要件を
すべて満たすこと

実績に対する奨励金

最大 **20万円** ※3

常時雇用する労働者数
20人以上300人以下の企業が
奨励金支給対象

※3 認証及び奨励金の支給は、要件達成のほか県の審査により決定。奨励金の交付限度額は過年度に交付した額を含め最大20万円とする。2023年3月末までに旧制度のひめボス宣言事業所の登録、またはえひめ仕事と家庭の両立応援企業の認証を受けている場合は、20人未満の事業所であっても支給対象。

2025年度(令和7年度)奨励金メニュー

※3

女性活躍推進メニュー
A～Fのいずれか1つ **10万円**

仕事と家庭の両立支援メニュー
G～Lのいずれか1つ **10万円**

※4

女性活躍推進メニュー
A～F **A～L**のいずれか1つ **10万円**

仕事と家庭の両立支援メニュー
G～L **M・N**のいずれか1つ **10万円**

働き方改革メニュー
M・N

※4 働き方改革メニューは単独での奨励金支給不可。A～Lのいずれか1つとセットで達成することが条件。

女性活躍推進メニュー

A 出産・育児・介護で離職した女性の再雇用

B 更衣室等女性専用の施設整備及び女性採用増加

C 女性採用説明会等の開催及び女性採用増加

D リカレント教育制度の規定

E 女性管理職(係長相当職以上)の割合が20%以上

F 女性特有の健康課題等への対応 **NEW!**

A～F
のいずれか1つ
奨励金
10万円

仕事と家庭の両立支援メニュー

G 男性の育児休業等の取得日数通算28日以上

H 男性の育児休業取得率100%(取得者2人以上)

I 法定を上回る両立支援の勤務・休暇制度整備及び取得実績 **RENEWAL!**

J 育児・家事サービスの利用料補助制度または保育環境の整備 **RENEWAL!**

K 育児休業中の応援手当制度等または代替人員の確保 **RENEWAL!**

L 妊娠・出産に関する制度の整備 **NEW!**

G～L
のいずれか1つ
奨励金
10万円

働き方改革メニュー ※働き方改革メニューは、単独での申請不可

M 所定外労働の削減

N 柔軟な働き方・休み方の実現(フレックスタイム、テレワーク、副業、兼業、勤務間インターバル制度など) **RENEWAL!**

M・Nのいずれか1つ
+ **A～L**のいずれか1つとセット
奨励金 **20万円**

労働委員会の窓（令和7年3月分）

《会議関係》

- 3月14日 第1346回公益委員会議
「令和6年（不）第2号事件の終結について」など5件
- 3月28日 第1347回公益委員会議
「地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の認定手続の開始について」など3件
- 3月28日 第1241回愛媛県労働委員会総会
「令和6年（不）第1号事件について」など9件

《集团的労使紛争関係》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不) 第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	係属中
6年(不) 第2号	建設業	R6.6.13	2	団体交渉応諾	取下げ

○ 調整事件

事件番号	業種	申立年月日 申 請 者	区分	調整 回数	調整事項	終結状況
7年調整 第1号	福祉業	R7.1.31 労働組合	あっせん	1回	法定休日の明示 休日出勤手当の遡及支給	解決

《個別的労使紛争関係》

○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申 出 者	あっせん 回 数	終結状況
6年個別 第1号	医療業	退職金・解雇予告手 当・慰謝料等の支払い	R6.2.28 労働者	2回	解決
6年個別 第2号	医療業	精神的・経済的損失に 対する金銭的補償	R6.4.9 労働者	-	不開始
6年個別 第3号	宿泊業	断続的労働の許可が下 りていない期間の賃金 の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別 第4号	宿泊業	断続的労働の許可が下 りていない期間の賃金 の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	不開始
6年個別 第5号	サービス業	仕事が与えられなかっ た1か月間の給与補償	R6.7.5 労働者	1回	打切り
7年個別 第1号	建設業	ボーナス一部返還請求 の撤回	R7.3.7 労働者	-	不開始

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
3 月	31	46
累計（4月～）	302	449

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス roundou@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiromi/>

令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、 給付制限が解除され、基本手当を受給できます

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から7日間の待期期間満了後1～3か月間(注1)は基本手当を支給されません(「給付制限」といいます)。

令和7年4月以降にリ・スキリングのために教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

教育訓練等を受けた方 または 受ける方 は、ハローワークにご相談ください

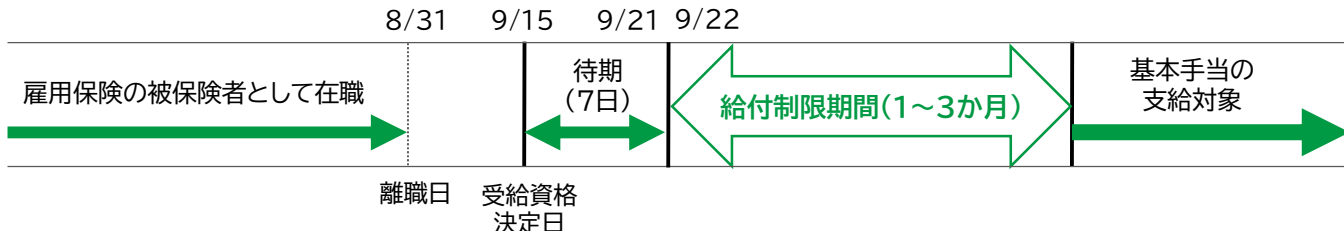
1. 給付制限が解除され基本手当を受給できる方(注2)

次のいずれかの教育訓練等(令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限る)を離職日前1年以内に受けた方(途中退校は該当しません) または 離職日以後に受けている方

- ① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練
- ② 公共職業訓練等
- ③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練
- ④ ①～③に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練

2. 給付制限のイメージ

〈教育訓練等を受けていない場合〉



〈離職前1年以内に教育訓練等を受けたことがある場合〉



〈離職日以後に教育訓練を受ける場合〉



≫ 裏面もご覧ください

3. 教育訓練等を受けた(受けている)場合の申し出

受講開始以降、受給資格決定日や受給資格決定後の初回認定日(初回認定日以降に受講を開始した場合は、その受講開始日の直後の認定日)までに申し出る必要があります。

給付制限期間が2か月以上で、初回認定日以降かつ給付制限期間中に教育訓練等の受講を開始する場合には、**申し出の期限に注意が必要です。**

受講開始日が

- ① 「初回認定日」以降かつ「認定日の相当日」前である場合

➡ 受講開始日直後の「失業認定日に相当する日」までに申し出をする必要があります。

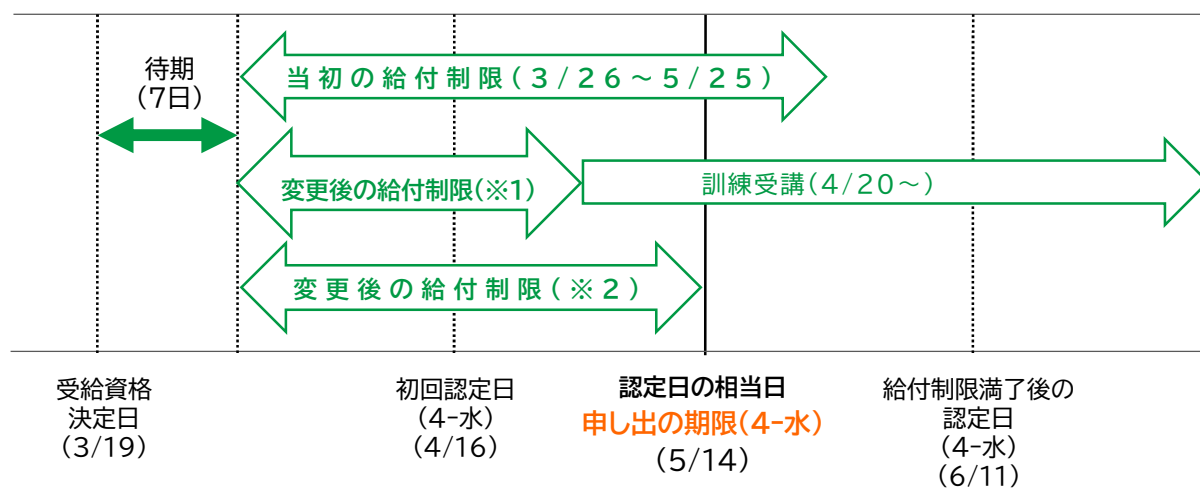
- ② 「認定日の相当日」以降かつ「給付制限期間満了後の失業認定日」前である場合

➡ 「給付制限期間満了後の失業認定日」までに申し出をする必要があります。

失業の認定は4週間ごとに受ける必要があります。本来、給付制限期間中の認定日はありませんが、給付制限期間中であっても、訓練の受講開始直後の週型と曜日が同一である「認定日の相当日」までに訓練受講を申し出て給付制限を解除し、訓練受講開始日以降、基本手当を受給することができます。

この場合、通常の失業認定と同様、認定日数に応じた職業相談等の求職活動実績が必要です。

(例) 週型と曜日が、4-水の場合



※1 5/14までに訓練受講を申し出て、5/14に認定を受けた場合、4/20から基本手当が支給されます。

※2 5/14までに訓練受講の申し出をしなかった場合、6/11までに訓練受講の申し出をしたとしても、4/20～5/14の基本手当を受給することはできません。

申し出の際の必要書類

- ・ 受給資格決定以降に受講を開始する場合 または 受給資格決定時に受講中の場合

➡ 訓練開始日が記載された領収書または訓練実施施設による訓練開始日の証明書

- ・ 受給資格決定日前に訓練を修了している場合

➡ 訓練修了日が記載された修了証明書または訓練実施施設による訓練修了日の証明書

教育訓練給付金の申請時にこれらの書類を提出済みの場合は、その旨ご連絡ください。(注3)

本申し出についてご不明点がある場合は、お早めにハローワークにご相談ください

(注1) 給付制限は、退職日が令和7年4月1日以降である場合は原則1か月、同年3月31日以前である場合は原則2か月です。ただし、退職日から遡って5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合退職し受給資格決定を受けた場合、給付制限は3か月となります。また、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇(重責解雇)された場合、給付制限は3か月です。

(注2) 重責解雇された場合は、本取扱いの対象外です。

(注3) 教育訓練給付金の受給手続きをされた場合など、既にハローワーク側で確認事項を把握している場合には、提出を求めないことがあります。

2025年4月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

改正のポイント

これまで	保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。
2025年4月から	これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。



2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります**。市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**

育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、1歳6か月に達する日前まで（再延長で2歳に達する日前まで）支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。制度を適切に運用するため、**2025年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、必ず以下の書類を提出していただきますようお願いいたします。**

必要な書類

子が1歳に達する日（*）または1歳6か月に達する日が2025年4月1日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、必ず次の書類を、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付してください。

* パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日が子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

●育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書

申告書の様式はこちら



●市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

- ✓ 申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。
- ✓ 申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
- ✓ 申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。
- ✓ 提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。

●市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

詳しい要件は裏面をご覧ください



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・ハローワーク

（裏面へ）
LL060701保01

育児休業給付金の支給対象期間延長要件 ※1～3すべてを満たす必要があります

1. あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること

- ✓ 入所申込年月日の子が1歳に達する日（＊）までの日付となっていることが必要です。
- ✓ 単に申し込みを失念していた場合や、入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申し込みを行わなかった場合は、延長は認められません。
- ✓ 子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申告書の理由欄にその旨を記載した上で、必要な書類※を添付してください。 ※障害者手帳（写し）、特別児童扶養手当証書（写し）、医師の診断書等のいずれか

2. 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること ※①～③すべてを満たす必要があります

- ① 原則として子が1歳に達する日（＊）の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。
- ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由※なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと
※「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。
 - a. 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。）
 - b. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合
 - c. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日（曜日）では職場復帰後の勤務時間または勤務日（曜日）に対応できない場合
 - d. 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申し込み不可となっている場合（医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です）
 - e. その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、30分未満で通える保育所等がいずれも過去3年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合も「合理的な理由」として認められます。
- ③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと

※入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

3. 子が1歳に達する日（＊）の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

- ✓ 子が1歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日の子が1歳に達する日（＊）の翌日の2か月前（4月入所申し込みの場合は3か月前）の日以後の日付となっている市区町村の通知書※を添付してください。 ※入所保留通知書や入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。
- ✓ やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかった場合を指します。

* パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日の子が1歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日の子が1歳2か月に達する日である場合は、1歳2か月に達する日

（注1）「子が1歳に達する日」とは「子の1歳の誕生日の前日」のことです。

（注2）1歳6か月に達する日後の延長の場合は、「子が1歳に達する日（＊）」を「子が1歳6か月に達する日」と読み替えてください。

他社で新しいスキル、身につけてみませんか？

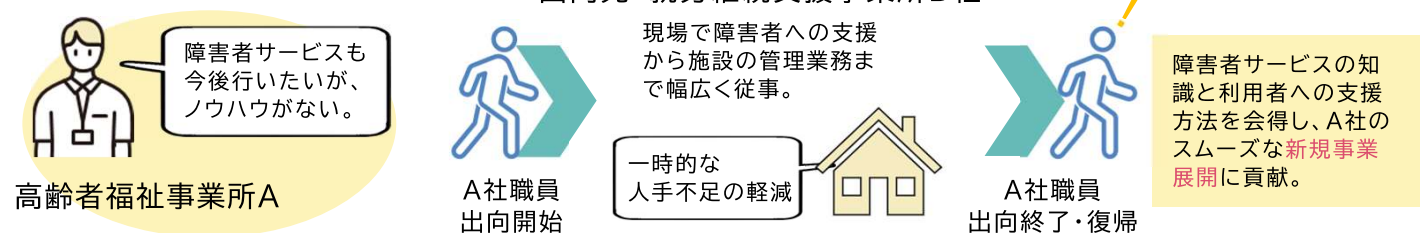
在籍型出向で産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)が利用できます

労働者のスキルアップといえば、まず企業内でのOFF-JTやOJTを思い浮かべますが、他社で**実務的なスキル**を身につけられる「在籍型出向(外部OJT)」という手法もあります。

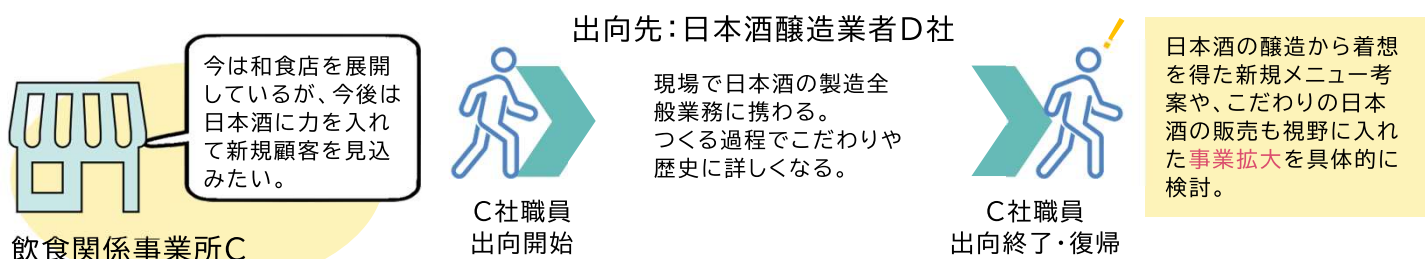
「産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)」では、「在籍型出向」で労働者のスキルアップに取り組む事業主に対し助成を行っています。積極的な活用をご検討ください。

例えばこんな場合に活用できます

①新規事業を考えている場合



②事業拡大を考えている場合



スキルアップ支援コースのポイント

助成対象となる「在籍型出向」とは？

- ・1か月以上2年以内の出向であること
- ・労働者のスキルアップを目的としていること
- ・出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- ・労働者の出向復帰後は、賃金を5%以上アップさせること

会得したスキルを
元の企業で
活かしましょう！



▶「賃金5%以上アップ」にはベースアップなども算定できます

助成金の審査にあたっては、出向前の賃金と「出向復帰後の賃金(6か月間)」を比較します。
この「出向復帰後の賃金」には、例えば以下のケースのようにベースアップや賃金改定、出向復帰後に新たに付与する手当なども算定対象となります。

対象者	出向期間	出向前賃金	最低賃金改定 (+51円)	R7.4.1時点 ベースアップ反映	R8.4.1時点 ベースアップ反映
出向者A 	R7.1.1～ R8.3.31	20万円	-	20.5万円 (+5,000円)	21万円 (+5,000円)
出向者B 	R7.1.1～ R7.12.31	基本給20万円	-	基本給20.5万円 技術手当0.5万円	-
出向者C 	R6.10.1～ R7.9.30	月18.4万円 (時給1,150円)	月19.2万円 (時給1,201円)	月20万円 (時給1,250円)	-

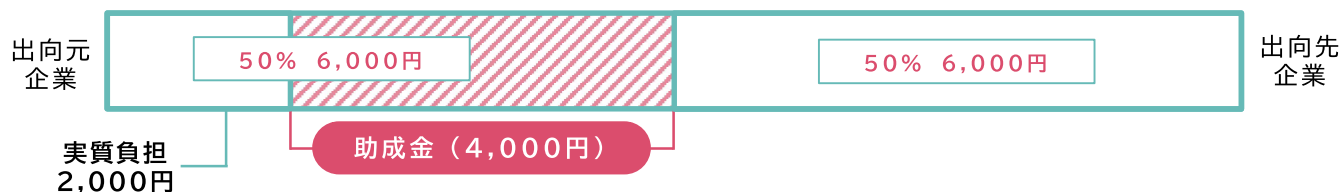
※変動給や、固定残業代、労働と直接関係が薄い手当などは算定できない場合もあります。

助 成 内 容

- ・出向元事業主が負担した「出向中の賃金の一部」について、最長1年間助成
- ・中小企業は2/3、それ以外の企業は1/2を助成
- ・上限額は出向者1人1日あたり8,635円まで

< 支給額イメージ：賃金12,000円/1日 の従業員を、出向元賃金負担50%で出向させる場合 >

※中小企業の場合



Q
&
A

Q1. どのようにして出向先をみつけたらいいですか。

A.「(公財)産業雇用安定センター」では、無料で出向に関する相談に応じています。

Q2. 出向先は異業種である必要がありますか。

A. スキルアップが目的であれば、出向先は同業種でも異業種でも大丈夫です。

産業雇用安定センター
ホームページ



申請・お問い合わせ先

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の詳細については、厚生労働省のHPでご確認ください。ご不明な点は、愛媛労働局助成金センターまでお問い合わせください。

【愛媛労働局 職業安定部職業対策課分室 助成金センター】

松山市勝山町2-6-3 FJ松山ビル2階 電話番号 089-987-6370
受付時間 8:30～17:15(土・日・祝日、年末年始(12/29～1/3)は閉庁しております)

厚生労働省
ホームページ



令和7年
4月1日から

新たな10年がスタート！

次世代育成支援対策推進法の改正に伴い、くるみん認定、プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されます

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために定められた法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、外部への公表、労働者への周知を行うことが義務とされています（100人以下の企業は努力義務）。

令和6年5月に成立した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」により、法律の有効期限がさらに10年間延長され、令和17年3月31日までとなりました。

1

行動計画策定・変更時に、
育児休業等の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を義務付け

- 育児休業等の取得状況及び労働時間の状況把握
- 改善すべき事情の分析

- 行動計画の策定・変更
- 社内周知
- 外部への公表

- 都道府県労働局への届出

- 計画の実施

- 計画終了・効果の測定

行動計画の策定又は変更を行う際には、**育児休業等の取得状況**（※1）、**労働時間の状況**（※2）を把握するとともに、**育児休業等の取得状況や労働時間の状況に係る数値目標の設定が義務付けられます。**

（※1）男性労働者の「育児休業等取得率」又は男性労働者の「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」

（※2）フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数等の労働時間（高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者については、健康管理時間）

◆PDCAサイクルの確立

認定基準を
満たした場合

※令和7年4月1日以降に
策定又は変更する行動計画
から義務の対象です。

厚生労働大臣による認定
（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん）

2

認定基準の見直し（認定種類別の認定基準全体は、p.2～p.3でご確認ください。）

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準＜共通＞

○女性の育児休業等の取得に係る基準の見直し（認定基準6）

女性労働者の育児休業等取得率	75%以上
育児休業等を行うことができる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率	基準なし → 75%以上

○成果に関する具体的な目標を定めて実施する措置の選択肢の見直し（認定基準8）

①所定外労働の削減 ②年次有給休暇の取得の促進 ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに 関する多様な労働条件の整備	→ ① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸 ②年次有給休暇の取得の促進 ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに 関する多様な労働条件の整備
---	--

くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準＜認定種類別＞

○男性の育児休業等の取得に係る基準の見直し（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準5）

	男性労働者の育児休業等取得率		男性労働者の育児休業等・育児目的休暇 の取得率
トライくるみん	7%以上 → 10%以上	又は	15%以上 → 20%以上
くるみん	10%以上 → 30%以上		20%以上 → 50%以上
プラチナくるみん	30%以上 → 50%以上		50%以上 → 70%以上

○働き方の見直しに係る基準の見直し（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定基準7）

雇用する全てのフルタイム労働者 1人当たりの各月ごとの法定時間外 労働及び法定休日労働の合計時間数	トライくるみん	45時間未満 → 30時間未満（全てのフルタイム労働者）又は 45時間未満（25～39歳のフルタイム労働者）
	くるみん	
	プラチナくるみん	

○能力向上又はキャリア形成支援の取組に係る計画の策定・実施に関する対象の見直し（プラチナくるみん認定基準10）

プラチナくるみん	女性労働者を対象とした取組 → 労働者を対象とした取組
----------	------------------------------------



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

トライくるみん、くるみん認定基準

トライくるみん (旧基準達成)  新しいトライくるみん(新基準達成)  ※新たなマークには認定年の後ろに「(2025年度基準)」と記載されます。	くるみん (旧基準達成)  新しいくるみん(新基準達成)  ※新たなマークには認定年の後ろに「(2025年度基準)」と記載されます。
1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。 2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。 3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。 4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。	
5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 10%以上 (旧基準：7%以上) であること。 (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 20%以上 (旧基準：15%以上) であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。	5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。 (1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 30%以上 (旧基準：10%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。 (2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 50%以上 (旧基準：20%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合(男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人)でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。 ① 計画期間内に、子の看護等休暇(旧基準：子の看護休暇)を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。 ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。 ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が 10%以上 (旧基準：7%以上) であること。 ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。	＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合(男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人)でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。 ① 計画期間内に、子の看護等休暇(旧基準：子の看護休暇)を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。 ② 計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。 ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が 30%以上 (旧基準：10%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。 ④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、当該男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。
6. 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上 (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であること。 ＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性労働者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が75%以上 (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であれば基準を満たす。	6. 計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上 (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。 ＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞ 計画期間内に上記基準を満たしていない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性労働者または育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が75%以上 (旧基準：女性労働者の育児休業等取得率が75%以上) であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していれば基準を満たす。
(旧基準7.) 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置または始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。 ※廃止(経過措置はp.4上段参照)	
7 (旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。 (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。 (2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。	7 (旧基準8). 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること、かつ(3)を満たしていること。 (1) フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満 (旧基準：45時間未満) であること。 (2) フルタイムの労働者のうち、25～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。(新設) (3) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。 (旧基準：計画期間の終了日の属する事業年度において上記(1)の旧基準と(3)のいずれも満たしていること。)
8 (旧基準9). 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置 (旧基準：所定外労働の削減のための措置) ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置	
9 (旧基準10). 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。	

プラチナくるみん認定基準

プラチナくるみん



1～4. トライくるみん、くるみん認定基準1～4と同一

5. 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が **50%以上** (旧基準：30%以上) であること。

(2) 計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて **70%以上** (旧基準：50%以上) であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞

計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合（男性の育児休業等取得者が0人、かつ企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者が0人）でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

① 計画期間内に、**子の看護等休暇** (旧基準：子の看護休暇) を取得した男性労働者がいること（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）。

② 計画期間内に、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。

③ 計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が **50%以上** (旧基準：30%以上) であること。

④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。

6. トライくるみん認定基準6と同一

(旧基準7.) くるみん認定旧基準7と同一 ※廃止（経過措置はp.4上段参照）

※くるみん認定基準と同様の改正が、プラチナくるみん認定基準においても行われました。
(詳細はp.2のくるみん認定基準参照)

7 (旧基準8). くるみん認定基準7 (旧基準8) と同一

8 (旧基準9). 次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①または②のうち、少なくともいずれか一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと。

① **男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置** (旧基準：所定外労働の削減のための措置)

② 年次有給休暇の取得の促進のための措置

③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

9 (旧基準10). 次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。

(1) 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職（育児休業等を利用している者を含む）している者の割合が90%以上であること。

(2) 子を出産した女性労働者および子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者（子の1歳誕生日に育児休業等を利用している者を含む）の割合が70%以上であること。

＜労働者数が300人以下の一般事業主の特例＞

計画期間中に(1)が90%未満かつ(2)が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、上記の(1)が90%以上または(2)が70%以上であれば、基準を満たす。

10. 育児休業等をし、または育児を行う**労働者が、職業生活と家庭生活との両立を図りながら、その意欲を高め、かつその能力を発揮すること**で活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

(旧基準11.) 育児休業等をし、または育児を行う**女性労働者が就業を継続し、**活躍できるような能力の向上またはキャリア形成の支援のための取組にかかる計画を策定し、実施していること。

11 (旧基準12). トライくるみん、くるみん認定基準9 (旧基準10) と同一

○プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度（事業年度＝各企業における会計年度）の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

・1回目の公表は、プラチナくるみん認定取得後おおむね3か月以内

・2回目の公表は、公表前事業年度終了後おおむね3か月以内

に行ってください。

厚生労働省運営のウェブサイト「**両立支援のひろば**」(<https://ryouritsu.mhlw.go.jp/>)

【各種情報を検索・閲覧】

○一般事業主行動計画公表サイト：策定した一般事業主行動計画を公表したり、他社の計画を閲覧できます。

○両立診断サイト：自社の両立支援の取組状況をチェックしたり、他社の取組を閲覧できます。

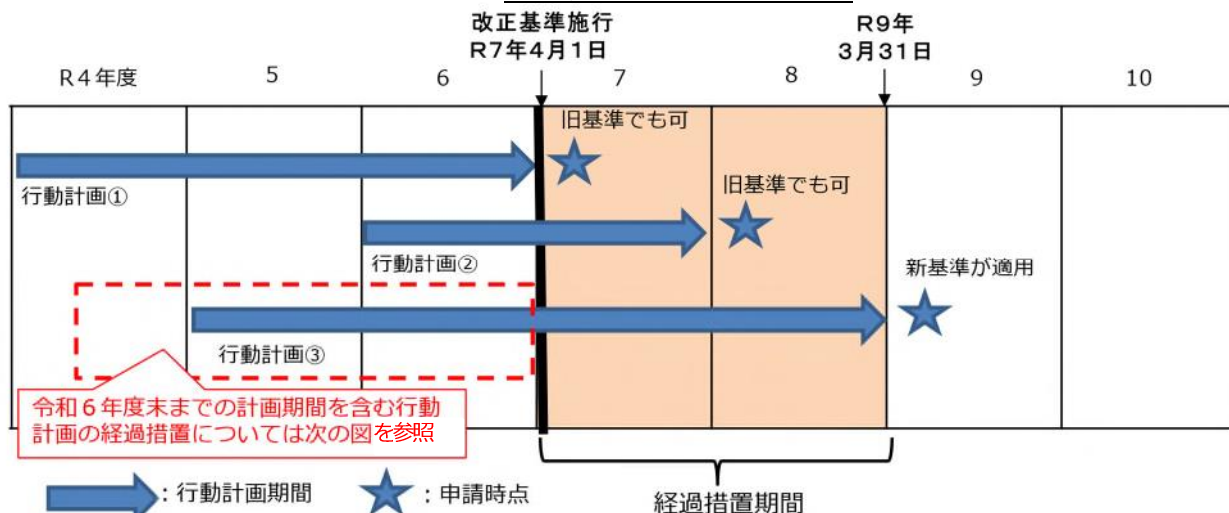
○その他、両立支援に取り組む企業の取組事例やお役立ち情報を掲載したQ&A集の検索ができます。

ぜひご活用ください。

認定申請に関する経過措置

【令和7年4月から2年間の認定基準の経過措置】：改正前の旧基準達成による認定

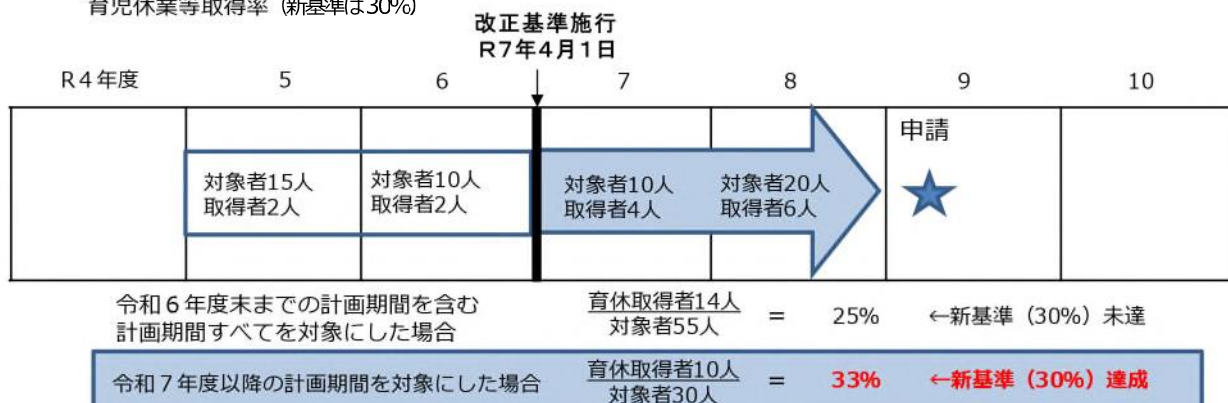
計画期間の時期にかかわらず、令和9年3月31日までは旧基準で申請することができます。この場合に付与されるくるみん及びトライくるみん認定マークは旧基準達成による認定マークとなります。



【令和6年度末までの計画期間を含む行動計画の経過措置】：改正後の新基準達成による認定

施行後の取組を評価するため、令和6年度末までに開始した行動計画で令和7年度以降に認定申請を行う場合は、令和6年度末までの計画期間を含めず、令和7年度以降の計画期間を基準算出のための計画期間とみなすことができます。この場合に付与される認定マークは新基準達成による認定マークとなります。

【例】くるみん認定申請に係る計画期間が令和5年度から8年度までの4年間であった場合の男性労働者の育児休業等取得率（新基準は30%）



⇒ 令和7年度以降の計画期間での新基準達成により、新しいくるみんマークの申請が可能

【プラチナくるみん認定の取消に関する経過措置】

プラチナくるみんは、認定取得後、「両立支援のひろば」にて公表した「次世代育成支援対策の実施状況」が同じ項目で2年連続で基準を満たさなかった場合に取消の対象となりますが、今回の認定基準の改正に伴い、公表前事業年度が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間を含む場合は、新基準を満たしていなくても旧基準を満たしていれば取消の対象とはなりません。

◆詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11367.html

くるみん認定・プラチナくるみん認定等を受けると次の制度を活用できます。

- 公共調達における加点評価
- くるみん助成金（こども家庭庁）
- 賃上げ促進税制（経済産業省）
- 働き方改革推進支援資金（（株）日本政策金融公庫）

詳細は



お問い合わせは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼玉	048-600-6269	岐阜	058-245-1550	鳥取	0857-29-1709	佐賀	0952-32-7218
青森	017-734-4211	千葉	043-221-2307	静岡	054-252-5310	島根	0852-31-1161	長崎	095-801-0050
岩手	019-604-3010	東京	03-3512-1611	愛知	052-857-0312	岡山	086-225-2017	熊本	096-352-3865
宮城	022-299-8844	神奈川	045-211-7380	三重	059-226-2318	広島	082-221-9247	大分	097-532-4025
秋田	018-862-6684	新潟	025-288-3511	滋賀	077-523-1190	山口	083-995-0390	宮崎	0985-38-8821
山形	023-624-8228	富山	076-432-2740	京都	075-241-3212	徳島	088-652-2718	鹿児島	099-223-8239
福島	024-536-4609	石川	076-265-4429	大阪	06-6941-8940	香川	087-811-8924	沖縄	098-868-4380
茨城	029-277-8295	福井	0776-22-3947	兵庫	078-367-0820	愛媛	089-935-5222		
栃木	028-633-2795	山梨	055-225-2851	奈良	0742-32-0210	高知	088-885-6041		
群馬	027-896-4739	長野	026-227-0125	和歌山	073-488-1170	福岡	092-411-4894		

受付時間8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

令和6年12月作成 リフレットNO.18

ポリテクセンター愛媛 7月期生募集

《概要》

ポリテクセンター愛媛では、再就職を希望される方を対象に、新たな技能・技術及び専門知識を身につける職業訓練を実施しており、令和7年度7月期生を募集します。

《募集内容》

- 募集科名 「機械C A D／N C科」
「溶接ものづくり科」
「電気設備技術科」
「住宅・福祉リフォーム科」
「住環境コーディネート科」
- 訓練期間 6ヵ月（令和7年7月2日～）
- 募集期間 令和7年5月8日～6月2日
- 受講対象者 雇用保険受給資格者などの求職者の方でハローワークの受講指示・推薦等を受けられる方
- 受講料 無料（教科書、作業服等の自己負担あり）

お問い合わせ先

ポリテクセンター愛媛 松山市西垣生町2 1 8 4

TEL 089-972-0329（訓練課）

<https://www3.jeed.go.jp/ehime/poly/>

